明石海峡航路

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第十八号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域（航路を除く。）

一　大阪灯台（北緯三十四度三十八分三十七秒東経百三十五度二十二分四十五秒）から二百十二度三十分一万千六百五十メートルの地点

二～十一　（略）

十二　平磯灯標から九十二度九千四百三十メートルの地点

十三　平磯灯標から九十七度一万千二百三十メートルの地点

十四　大阪灯台から二百五十六度六千百メートルの地点

十五　大阪灯台から二百三十二度四千八百五十メートルの地点

十六　大阪灯台から二百三十度三十分五千五百二十メートルの地点

十七　大阪灯台から二百二十六度五千六百二十メートルの地点

十八　大阪灯台から二百二十度一万千五百五十メートルの地点

（略）　（略）

別表第四（第二十三条の五関係）

海域の名称	海域
東京湾アクアライン周辺海域	第一号から第三号までに掲げる地点を順次に結んだ線、東京湾アクアライン海ほたる灯を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯から百八十五度三十分に引いた線以西であつて、かつ、二百五十八度三十分に引いた線以南の部分、東京湾アクアライン風の塔灯（北緯三十五度二十九分二十八秒東経百三十九度五十分六秒）を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯から百八十一度に引いた線以西であつて、かつ、二百四十九度三十分に引いた線以南の部分、第四号から第七号までに掲げる地点を順次に結んだ線、同灯を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯から三十二度に引いた線以東であつて、かつ、七十八度三十分に引いた線以北の部分並びに東京湾アクアライン海ほたる灯を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯からそれぞれ一度及び九十五度に引いた線以東の部分により囲まれた海域 一　東京湾アクアライン海ほたる灯から九十五度三千七百メートルの地点

明石海峡航路

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第十号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域（航路を除く。）

（略）　（略）

別表第四（第二十三条の五関係）

海域の名称	海域
東京湾アクアライン周辺海域	第一号から第三号までに掲げる地点を順次に結んだ線、東京湾アクアライン海ほたる灯を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯から百八十五度三十分に引いた線以西であつて、かつ、二百五十八度三十分に引いた線以南の部分、東京湾アクアライン風の塔灯（北緯三十五度二十九分二十八秒東経百三十九度五十分六秒）を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯から百八十一度に引いた線以西であつて、かつ、二百四十九度三十分に引いた線以南の部分、第四号から第七号までに掲げる地点を順次に結んだ線、同灯を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯から三十二度に引いた線以東であつて、かつ、七十八度三十分に引いた線以北の部分並びに東京湾アクアライン海ほたる灯を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯からそれぞれ一度及び九十五度に引いた線以東の部分により囲まれた海域 一　東京湾アクアライン海ほたる灯から九十五度三千七百メートルの地点

（新設）

一～十　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）